

日本土地家屋調査士会連合会へのお尋ね及びお願い

日本土地家屋調査士会連合会のホームページには下記の案内が表示されておりますが、このCPDポイントの公開を希望者のみとするのはなぜ？。全会員のCPDポイントを公開しなければ公開する意味がないのでは？
恣意的に日本土地家屋調査士会連合会がCPDポイントの低い土地家屋調査士を公開ないようにしているとの疑惑をもたれる恐れがあります。
全会員のCPDポイントの公開しないようであれば、下記案内の日本土地家屋調査士会連合会のホームページには、「希望者のみを公開しております」又は「同意者のみを公開しております」と追記すべきでは？

土地家屋調査士法第25条で規定がある「研修」の成果は、土地家屋調査士として当然国民に対して公開することが、公開しないとする土地家屋調査士の個人情報を守るより大事なことではないでしょうか？
国民に対して公開することが、国民の信用につながるのでは？
改善を望みます。

記

1 「土地家屋調査士CPD」構築の趣旨

現今の社会環境及び司法制度を取り巻く環境が急速に変化する中、「法律関連専門職種」

「測量技術者」としての土地家屋調査士の責任は非常に重大であり、プロフェッショナルとして社会の要請に応えていかなければなりません。そのためには、業務遂行に供する専門知識と技術の更なる維持向上を図ることが不可欠であります。つまり、われわれ土地家屋調査士は、専門資格者として継続的な能力開発を進めていかなければなりません。日常的に自己研鑽に励み、努力している会員の取り組みをバックアップしていくことを目的とした「土地家屋調査士専門職能継続学習」（「土地家屋調査士CPD」）制度の構築が必要になってくるわけです。
この度、会員の継続的な自己研鑽の取り組みを、全国共通の基準で適正・公平に評価し、それらを公表することで常に最新の専門知識・技術をもって社会の要請に応えている土地家屋調査士を社会にアピールし、社会的評価を獲得するために本システムを構築するものです。

土地家屋調査士法第25条

（研修）

第二十五条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。
